

平成27年度から 軽自動車税の税率が変わります

自動車関係税制の抜本的見直しに伴い、平成27年度から軽自動車税の税率（年額）が改正されます。

原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車

次の車種区分について新税率が適用されます。

車種区分		税率（年額）		
		平成26年度まで	平成27年度以降	
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円	
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円	
	ミニカー	2,500円	3,700円	
小型特殊 自動車	農耕用	二輪	1,600円	2,400円
		四輪（1,000cc以下）	2,400円	3,000円
		四輪（1,000cc超）	3,100円	3,900円
	特殊作業車	4,700円	5,900円	
二輪の軽自動車（125cc超～250cc以下のバイク）		2,400円	3,600円	
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円	

三輪、四輪の軽自動車

平成27年度の課税額は、新規検査年月（※）によって異なります。また、平成28年度からは重課税率の適用が開始されます。

※新規検査年月は自動車検査証の「初年度検査年月」で確認できます。

車種区分		税率（年額）		
		平成27年3月31日までに新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に新規検査をした車両	新規検査から13年を経過した車両（電気自動車等を除く）〔重課税〕
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪 乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
四輪 貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

問合せ 税務課 ☎029-288-3111（内線124）